

## 中井町自治会館増改築費及び補修費等に関する補助金交付要綱

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の拠点としての自治会館の増改築及び補修等の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 前条の規定による補助事業の対象となる工事の種類及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。ただし、国又は県の事業の適用を受けるものについては、別途自治会と協議のうえ町事業として実施するものとする。

第2条の2 既存の自治会館がなく、新たに自治会館を新築する場合は、前条の補助金の他に50万円以内で町長が査定した額を加算することができる。

第3条 補助金の交付をうけようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)事業実施計画書(第2号様式)収支予算書(第3号様式)を町長に提出しその承認をうけなければならない。

第4条 町長は、前条の書類を受理し審査の上適当と認めたものについては承認書(第4号様式)を交付するものとする。

2 前項により承認を得た申請者が、工事等を実施しようとするときは、あらかじめ、工事等着手届(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

第5条 第3条の規程により、承認を得た申請者は、当該事業が完成したときは、工事等実績報告書(第6号様式)、収支決算書(第7号様式)及びその他町長が必要と認める書類を町長に提出しなければならない。

第6条 町長は、前条の書類を受理し審査のうえ適当と認めたときは、交付決定通知書(第8号様式)を申請者へ送付するものとする。

第7条 申請者は前条の交付決定通知書を受理したときは、請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

第8条 町長は、前条の請求書を受理した場合速やかに補助金を交付するものとする。

第9条 次の各号の一に該当する場合には、町長は補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の執行方法が不適当と認められたとき。
- (3) 国庫補助金又は県費補助金の対象となったとき。
- (4) 補助金を目的以外に使用したとき。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 2 2 日から施行する。

別表(第2条関係)

補助事業の対象となる工事等の種類		補助基準額	補助率	補助金交付限度額	補助事業の対象となる工事等の内容	適用基準
建築	新築工事	(補助基準単価)×(補助基準面積) =120,000円/㎡ ×(0.75㎡×世帯数+50㎡)	1/2 以内	12,000千円	集会室及び付帯施設の工事	保険金、共済金、公共事業の補償金等の特定財源がある場合は、補助基準額から当該特定財源相当額を控除する。また、国・県の補助金を受けた場合は、補助金交付額から当該国・県の補助相当額を控除する。
	増築工事	(補助基準単価)×(増築面積) =120,000円/㎡ ×増築面積	同上	2,000千円	同上	1 保険金、共済金、公共事業の補償金等の特定財源がある場合は、補助基準額から当該特定財源相当額を控除する。 2 新築後7年以上経過した建築物について適用する。ただし、災害復旧の場合及び人口急増等特に理由があると町長が認めた場合は、この限りではない。
	補修工事(公共下水道の排水設備工事のうち外部排水工事を除く。)	補修工事に要する経費について町長が査定した額	同上	2,000千円	屋根、内壁、外壁、床板、天井、排水管、防火カーテン、便所、台所、浄化槽等の補修工事で、自治会の集会施設等の機能維持のため町長が必要と認めた工事	1 補助基準額が40万円以上となるものについて適用する。ただし、補助基準額が40万円未満であっても、別に定めるバリアフリーに資する工事、及び、 <b>消防法第17条に係る消防用設備等</b> については、この限りではない。 2 新築後(増築部分にあっては増築後)7年以上経過した建物について適用する。ただし、災害復旧の場合は、この限りではない。
	公共下水道の排水設備工事のうち外部排水工事を除く。	排水工事に要する経費について町長が査定した額	同上			補助は、1回限りとする。
その他の工事等	造成工事	造成工事に要する経費について町長が査定した額	同上	3,000千円		
	遊園地等設置(修理)工事	予算の定める範囲内で補助する。				
	耐震診断	耐震診断に要する経費について町長が査定した額	2/3 以内	40千円	耐震診断技術者による耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築確認通知等を受けた建築物であること。ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知等を受けて増築または改築したものを除く。 耐震診断技術者とは、平成16年以降の「神奈川県木造住宅耐震診断実務講習(技術者向け)」を終了した者をいう。
	耐震工事	耐震工事に要する経費について町長が査定した額	1/2 以内	500千円	基礎・柱・梁・筋交い・耐力壁の補強、軽量化のための屋根の葺き替え等の耐震補強工事	昭和56年5月31日以前に建築確認通知等を受けた建築物であること。ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知等を受けて増築または改築したものを除く。 また、この工事によって耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となること。

備考 1 世帯数は、事業年度の4月1日現在の数とする。

2 備品類及び植栽工事等は、補助対象としない。

3 補助金の額は、補助基準額に補助率を乗じて得た額(1万円未満の端数は切り捨て)とする。

4 国又は県の事業の適用を受けるものについては、事業実施計画書(様式第2号)及び町長が別に指示する書類を添え、事業実施予定年度の前年度の9月30日までに町長に提出するものとする。

バリアフリーに資する工事

工 事 種 別	工 事 内 容 等
手すりの取り付け	廊下、便所、玄関等に転倒予防や移動動作の補助のために手すりを取り付ける工事
床段差の解消	居室、廊下、便所、玄関等の各室間の床の段差を解消するために敷居を低くする工事やスロープを設置する工事等の工事。ただし、玄関の上がりかまち等の段差解消のため踏台を設置する工事で、簡単に取り外しができるものは対象外です。
移動の円滑化のための床材の変更	車いすの移動の円滑化のために畳敷きから板製床材やビニール系床材等に変更する工事
引き戸等への扉の取り替え	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事やドアノブの変更、戸車の設置等をする工事
洋式便器への便器の取り替え	和式便器から洋式便器に取り替える工事

備考 これらの改修工事に付帯して必要となる工事も補助対象とする。



事 業 実 施 計 画 書

施工の種別								
施工部明細 (図面添付)		施行の箇所						
要	建築物概	構造・階数	木造		階建			
		床面積	1階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
		建築年度	昭和・平成		年	月		
耐震診断結果	現 状	耐震診断評点		点	<input type="checkbox"/> 一般診断			
		診断技術者氏名						
	耐震工事後 (想定)	耐震診断評点		点				
		診断技術者氏名						
工事費等見積額		円						
着工予定期日		年 月 日						
完工予定期日		年 月 日						

第 3 号様式（第 3 条関係）

収 支 予 算 書

工事等 名称		実施年度		年度
収 入	内 訳	金 額	説 明	
	自治会負担金	円		
	町補助金	円		
	その他の収入	円		
	合 計	円		
支 出	内 訳	金 額	説 明	
	原 材 料 費	円		
	工 賃	円		
	その他工事費 に該当するもの			
	耐震診断料			
	合 計	円		

第 4 号様式（第 4 条関係）

承 認 書

自治会長 様

年 月 日付けをもって申請のあった自治会館の増改築  
補修費等にかかる補助金については、 年度において交付するこ  
とを承認する。

年 月 日

中井町長 印

第 5 号様式（第 4 条関係）

## 工 事 等 着 手 届

施工の種別		工事金額	円
施工の箇所			
工事等着工期日	年	月	日
完成予定期日	年	月	日
工事等施工業者			

上記のとおり 会館 （工事・耐震診断）  
に着手したので、中井町自治会館増改築費及び補修費等に関する補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定によりお届けします。

年 月 日

自治会長

中井町長 殿

第 6 号様式（第 5 条関係）

自治会館

工事等実績報告書

施行場所	着工年月日	完了年月日	備 考
	年 月 日	年 月 日	

上記のとおり 会館増改築補修工事等が完成したので中井町自治会館増改築費及び補修費等に関する補助金交付要綱第 5 条の規定により、収支決算書を添えて、報告します。

年 月 日

自治会長

中井町長 殿

第 7 号様式（第 5 条関係）

収 支 決 算 書

工 事 名				実施年度	年度
収 入	内 訳	予 算 額	決 算 額	増 減	説 明
	自治会負担金	円	円		
	町補助金	円	円		
	その他の収入	円	円		
	計	円	円		
支 出	内 訳	予 算 額	決 算 額	増 減	説 明
	原材料費	円	円		
	工 賃	円	円		
	その他の工事 費に該当する 経費				
	耐震診断料				
	計	円	円		

# 交 付 決 定 通 知 書

自治会長 様

年 月 日付けをもって実績報告のあった自治会館の増  
改築補修費等にかかる補助金については、 年度において交付  
することを決定する。

年 月 日

中井町長 印

# 請求書

年 月 日

中井町長 殿

自治会長 ㊞

年 月 日付けをもって交付決定のあった自治会館の増改築補修費等にかかる補助金について、次のとおり請求いたします。

請求額 円

---

## 【振込先】

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 郵便局
	本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	